

第22期第13回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和5年5月16日（火）午後1時30分～午後3時00分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康

事務局：奥山 忍、保坂 芽衣、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：青柳 辰洋、百瀬 夏実、三田村 学歩

3 議事事項

- (1) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) 秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- (3) くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (4) 知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）
- (5) 令和5年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）
- (6) 秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について（協議）
- (7) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）
- (8) その他
 - ① 漁業権の一斉切替えについて
 - ② 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ③ その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第13回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員 9 名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第 6 条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日は委員会へご出席いただき誠にありがとうございます。

3 年前の 1 月 15 日に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が報告されて以降、ずっと制限された日常生活を余儀なくされてきましたが、感染対策の徹底やワクチンの効果などでようやく落ち着いてきたということで、5 月 8 日付けで対策の方針も変わったようでございます。この 3 年間、8 回にわたって大きな波、小さな波を繰り返してきましたが、8 日時点の国内の感染者は 3,300 万人、死者は約 7 万人と報告されています。秋田県の場合も感染者が約 20 万人、死者が 600 人を超える状況で、非常に怖い病気だなと実感しております。

これから様々な場面で制限が緩和されていくと思いますが、感染症がなくなったわけではありませんので、個人個人がその状況に応じた感染対策を取っていくことが重要になります。この委員会もマスク着用で、素顔の見えない会議を続けて参りましたが、今日からは着用・着用しないを個人で判断いただき、少しずつ顔の見える会議を進めていければと考えております。

私たちの任期も半分を経過しましたが、今年度は漁業権の一斉更新などを控えておりますし、また、本日の議題も多くあるようですので、引き続き活発なご審議をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。続きまして、今年度の人事異動で水産漁港課長兼海区事務局局長が代わりました。中林水産漁港課長です。

本日は、水産漁港課長としてあいさつをいたします。また、職員の異動もありましたのであいさつに続いて職員の紹介もさせていただきますので、よろしくお願いします。

○水産漁港課長

水産漁港課長の中林でございます。この 4 月に水産振興センターから転入してまいりました。よろしくお願いします。今年度第 1 回目の秋田海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本日はお忙しいところにかかわらずご参集くださり、また、日頃から本県水産産業の振興や漁業調整にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

さて、会長のお話にもありましたように、3 年あまり続いた新型コロナウイルスの影響も一段落の兆しではありますが、ハタハタ資源が低調にある中で、燃油価格あるいは電気料・資材価格の高騰などが漁業経営に追い打ちをかけている状況にあります。また、魚価の低迷や担い手不足などの課題が残されているところです。

一方では、そういった課題に立ち向かう動きとして、サーモン養殖や直売あるいはオンライン販売などに若手漁業者が中心となって取り組むなど、未来につながる明るい話

題も出てきているところです。

そのうち養殖の取組に対して、県では今年度から岩館以外の県管理漁港についても養殖の可能性調査を実施することとしており、将来的に区画漁業権を設定をすることとなれば、本委員会で諮問させていただくことになると思いますので、その時は改めてよろしく申し上げます。

さて、現在の漁業権やほとんどの知事許可漁業は、本年の12月末で期間が満了しますが、改正漁業法のもとの初めての切替え・更新作業となり、今後、委員の皆様には現地調査や委員会の協議など更にご協力をいただく場があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、秩序ある秋田県漁業を発展させるため、皆様には今後とも様々な場面でご意見を伺うことをはじめ、公平な立場で漁業調整にご協力していただくこととなりますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(事務局職員及び水産漁港課職員を紹介)

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は伊藤委員と工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○伊藤委員、工藤委員

はい。

7 議事

議題1：まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域の令和5年7月1日から始まる次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

(諮問文の読み上げ)

資料の3ページをご覧ください。農林水産大臣から知事へ、4月26日付けで漁獲可能量の配分通知がありました。都道府県別漁獲可能量は、国の資源評価の結果を基に、過去の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、都道府県別に通知されます。

まさば及びごまさばの本県に配分された漁獲可能量は、基本シェアが0.04%と上位80%に含まれないことから現行水準となっており、目安数量として100トン未満と示されています。本県の漁獲量は過去5年とも100トンを超えておりますが、国の資源評価の結果、本県の目安数量は100トン未満と試算されているものです。

本県は数量配分ではなく、漁獲努力量を現行水準に維持する管理ですので、目安数量である100トンを超えたからといって、直ちにペナルティ措置や操業を制限することはありません。ただし、漁獲量が目安数量を超過する場合は、操業や目的採捕を自粛するなど、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

次にずわいがにですが、漁獲可能量は28トンと数量が明示されています。過去5年の漁獲実績を見ても10トンを超える年はありませんので、十分な配分量と考えられます。

なお、この数量は知事管理区分の漁獲可能量であり、大臣許可漁業の沖合底びき網漁業とずわいがにかご漁業は、別途大臣管理区分により配分されます。

2ページをご覧ください。国からの配分通知に合わせて、本県の配分数量を記載した告示案となっております。説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○加藤議長

ただいまの諮問について、ご意見はございませんでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

特にございませぬね。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

事務局から答申案をお願いします。

○事務局(百瀬)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題 2：秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題 2 について事務局から説明をお願いします。

○事務局（百瀬）

資料 2 をご覧ください。諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

はじめに、改正の経緯についてご説明します。

現在、国や県が定めた資源管理指針の内容に沿って、秋田県では34の資源管理計画が作成されております。これは、漁業者が計画的な休漁や操業期間の制限などの自主的な資源管理に取り組むものであり、積立ふらす等の資源管理・漁業収入安定対策制度に参加するためにはこの資源管理計画の作成が条件となっています。

水産庁からは新たな資源管理体制として、国や県の資源管理方針に基づいた資源管理協定を締結するよう説明があり、令和 5 年度中には今ある34全ての資源管理計画を協定に移行する必要があります。

この資源管理協定ですが、対象とする資源は県の資源管理方針に定められている必要があります。現在、秋田県の資源管理方針には、まあじ、まいわし、くろまぐろ、すけとうだら、するめいか、さば類、ずわいがにの 7 種類が定められており、具体的な管理方針を記載しています。

今回、新たに18の水産資源を追加したいと考えております。告示案をご覧ください。追加する18資源は、現在ある資源管理計画を資源管理協定に移行するにあたって、協定の対象資源として想定される水産資源です。今後も随時追加していく予定です。

なお、これまでのまあじ等の 7 資源は資源管理方針の別紙 1、今回追加する18資源は別紙 3 と区別しております。これはT A C管理が行われている「特定水産資源」については別紙 1、「特定水産資源ではないが、国の資源評価が行われ管理目標が定められたもの」等については別紙 2、それ以外を別紙 3 に定めるように水産庁より示されており、それに沿って区分したものです。

別紙 3 の内容についてご説明します。1ページ目上部の別紙 3 - 1 のさけ（しろざけ）日本海系群をご覧ください。

「1 水産資源」の名称は、国が行っている資源評価で系群が判明している場合はその名称を使用し、系群が未判明もしくは資源評価が実施されていない魚種の場合は標準和名と海域名を記しています。

「2 資源管理の方向性」では、実際の資源管理の目標を記載しています。科学的な情報を基に、可能な限り定量的な目標を定めるよう水産庁から指示があり、国の資源評価を行っている資源についてはその評価結果を基に、資源評価を実施していない資源については本県の過去の漁獲量を基に方向性を定めております。

いくつか例を申し上げますと、別紙 3 - 1 さけ（しろざけ）日本海系群は、国の令和 4 年度資源評価において資源水準が低位であったため、目標を「中位以上への回復」としています。令和10年までと期限を記載しているのは、資源管理協定の目安期間が 5

年間となっているため、そちらに合わせています。別紙3-13 あかあまだい秋田県海域は、国の資源評価が実施されていないため、平成30年～令和4年の本県の5年間の漁獲量の平均をもとに100トン程度と算定しています。

「3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」では、広く資源管理に関する事項を定めています。18資源全て書きぶりを統一しており、秋田県漁業調整規則等の遵守や資源管理協定について記載しています。資源管理方針の改正案についての説明は以上です。

なお、この資源管理方針案については、事前に水産庁の内容確認をいただいています。

繰り返しとなりますが、今後、この資源管理方針に沿って、令和5年度中に資源管理計画を全て資源管理協定に移行する予定です。ご審議よろしくお願ひします。

○加藤議長

ただいまの諮問についてご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

なければこの内容で答申してもよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

○事務局(百瀬)

(答申案の読み上げ)

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題3について事務局から説明をお願いします。

○事務局(高橋)

本日、くろまぐろの知事管理漁獲可能量を変更する内容の諮問をさせていただく予定

でしたが、資料にある農林水産大臣からの通知文に誤りがあり、水産庁より漁獲可能量を修正する旨の連絡がありました。

本日の委員会に修正された通知文書が間に合わなかったため、今回は漁獲可能量の変更の諮問はせず、水産庁からの通知が届き次第、次回の委員会で諮問させていただきたいと考えております。急遽、議題の内容が変更となりましたことをお詫び申し上げます。

なお、1月に開催しました本委員会において諮問した令和5管理年度の当初配分については、答申をいただき既に県公報により公表しておりますので、資料3の2ページ目改正前の表中にありますとおり、小型魚25.4トン、大型魚29.7トンは漁獲可能となっております。

諮問についての説明は以上ですが、併せて地区配分について説明させていただきます。小型魚、大型魚それぞれの各地区の配分案につきましては、4月18日にくろまぐろ協定管理委員会を開催し、水産漁港課から2つの配分案を提示しまして、その内容について各地区の代表委員に検討・協議していただきました。

配分案の具体的な内容については、一つ目は従来の配分方法であります、小型魚については平成22～24年の漁獲実績、大型魚については平成27～29年の漁獲実績を基に配分するなど、国と同じ基準年を採用する方法です。

二つ目の配分案は、小型魚も大型魚も直近の漁獲実績を基に配分するほか、前年度の消化率が高かった地区への配分を多くした新たな配分方法となっております。

今回、二つ目の新たな配分方法を提案した理由につきましては、他県へ譲渡して県内の消化率を上げるのではなく、自県での消化率を上げるためであり、より近年の漁獲実態に合った配分量とするため、配分方法の見直しを提案しました。

4月18日の協定管理委員会の場ではどちらの案にするかは決まらず、各地区持ち帰って検討し、後日、書面決議をとることとなりました。

5月12日の書面決議の結果、直近の漁獲実績を用いた新たな配分方法に決定しました。今年度から新たな配分方法で地区配分を行うこととなったのですが、今後の漁獲状況に応じて、必要であれば、適宜年内に協定管理委員会を開催しまして、柔軟な資源管理ができるよう調整してまいりたいと考えております。説明は以上です。

○加藤議長

議題についての諮問は水産庁から新たに通知がくるということで後日になりますけれども、4月18日の協定管理委員会で話し合われた今年の配分方法について説明がありました。何かご質問はございますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

様々な角度から必要に応じて協議して対応するとのことでしたので、トラブルなくスムーズに進むよう期待したいと思います。

議題4：知事許可漁業の許可の有効期間について（諮問）

○加藤議長

議題（4）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料は4－1をご覧ください。知事からの諮問文を読み上げます。（諮問文音読）

知事許可漁業の有効期間は、秋田県漁業調整規則第15条第1項で3年となっておりますが、同条第2項にて、「知事は漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる」とされています。

これにより、今年度中に許可の有効期間が満了となる許可について、有効期間を3年以内としたいとの諮問です。2枚目に令和5年度更新となる漁業の一覧を示しています。現許可の有効期間の満了日は、小型底びき網漁業の手繰第一種漁業が令和5年7月31日まで、その他のかごや刺し網漁業などは12月31日までとなっており、一斉更新を行うこととなります。

現許可の満了日に合わせて更新の手続きを行った場合、許可の有効期間は3年となりますが、許可有効期間内の途中で許可申請があった場合でも、一斉更新の許可と満了日を合わせるため、許可の有効期間を3年以内としたいということです。

また、改正漁業法施行後に新設された、あわび漁業及びなまこ漁業は、港湾管理者等関係者との調整上、1年ごとの更新としています。

諮問に係る説明は以上ですが、関連して知事許可漁業の一斉更新にあたっての基本的な考え方（案）についても説明します。

資料は4－2をご覧ください。改正後の漁業法に基づいた知事許可漁業に係る考え方は、昨年度の委員会でも概要を説明しておりましたが、委員の皆様や地区説明会でのご意見等を踏まえて修正し、今回の一斉更新にあたっての基本的な考え方として取りまとめたものです。ポイント部分を説明いたします。

「2 基本方針」ですが、漁業法及び県漁業調整規則における新たな状況や考え方、県の県政運営指針として取りまとめられた「新秋田元気創造プラン」、県栽培漁業計画において推進していく県の施策等も踏まえながら、漁業後継者の育成や、漁業経営の面等も考慮した上で、今回の一斉更新を行うこととしたいと考えております。

「3 具体的な処理」として、（1）許可及び起業の認可の申請は、更新、新規問わず公示に基づき行うこととなります。制限措置や許可する数等については、事前に海区漁業調整委員会の意見を聴いて定め、公示を行います。公示した数よりも申請者が多かった場合の許可する者の基準、優先順位も定める必要があります。

一斉更新にあたっては、許可の制限措置や条件等について、対象資源や操業実態等に配慮した上で見直しや規制緩和も検討することとしています。

なお、現在、要望を取りまとめているところです。

（2）許可等の申請期間については、原則1か月以上の期間を設ける必要があります。許可の有効期間途中での新規申請の場合も、あらかじめ海区漁業調整委員会で意見を聴

いた上で公示することになりますので、一斉更新のタイミング外で新規の許可を希望する場合は、手続き上、許可を受けるまでに最短でも2か月程度要することが想定されます。そのため、可能な限りこの更新のタイミングで、新規希望者への許可もできるようにしたいと考えております。

(3) 許可の有効期間については、諮問での説明のとおり、3年以内とし許可満了日の統一を図ることとします。

(4) 許可等についての適格性は、法令を遵守しない者、暴力団関係者等に該当しないか全ての申請者について確認した上で、許可をすることとします。

(5) 資源管理の状況等の報告は、許可を受けた者は、許可に基づく操業状況等を報告する必要があります。報告を適正に行っているかどうか、許可を受ける者の適格性の基準となります。

(6) 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業する時は、あらかじめ知事に届け出る必要があります。届出をしていない者は規則違反となり、適格性を有しない者となります。

なお、一斉更新にあたり、3許可期間の9年にわたり操業実績のない者は、許可の更新を認めず、新規扱いとします。

(7) 許可等をすべき船舶等の数及び漁業者の数について、許可をする場合には(1)で説明したとおり、許可する数を定めて公示する必要があります。許可する数については、漁場の有効活用や漁業の生産性を高め、より多くの意欲ある漁業者が許可を受けられるよう、事前に更新及び新規許可を希望する漁業者の状況を聞き取り、平成26年度水準の許可数を上限として定めることとします。なお、既に許可方針で上限を定めている漁業や、資源や漁業調整上支障がある漁業については、それらを考慮した上で数を定めることとします。

(8) 操業協定の締結は、漁場利用上のトラブル防止や漁場の有効活用の観点から、各海域の漁業者間で操業協定を締結している場合があります。しかし、協定が長年にわたり更新されていなかったり、明文化されていないといった場合もあることから、この更新の機会に見直しをしていただくようにします。

漁業法が改正され、新規の許可を希望する場合は公示に基づき申請が可能となります。適格性及び漁業を営む者の資格を有しており、許可する数の範囲内であれば、所属漁協に関わらず、許可を受けることが可能です。漁協や地元漁業者の同意がなくても許可を受けることができますが、新規に許可を受けた漁業者が既存の漁業者とトラブルなく操業ができるよう、操業協定の締結・参加により、漁業秩序の維持を図ることとします。

最後にスケジュールです。進捗が遅れていますが、現在漁協を通じて、制限措置等の見直しに係る要望のとりまとめを行っているところです。要望に対しては、対象魚種の資源状態や操業状況等を勘案して、関係漁業者との調整を図っていくこととします。

なお、次回海区漁業調整委員会では、現在の有効期間が7月末までとなっている、小型底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等の公示に関する諮問を予定しております。

す。

また、許可方針等の改正にあたっては、各地区漁業者を対象とした現地説明会を8月を目途に開催予定であり、海区漁業調整委員会委員の皆様にも出席をお願いしたいと考えております。

知事許可漁業の一斉更新の考え方に関する説明が長くなってしまいましたが、許可の満了日を統一するため、許可の有効期間を3年以内といたく、ご意見を伺います。よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

許可の有効期間について、手繰第一種漁業は7、8月は休漁していましたが、その期間も操業できるようになるということですか。

○事務局（保坂）

8月1日から7月31日までというのは許可の有効期間であり、操業できる期間は9月1日から翌年6月30日までと期間を定めて許可することとしております。

○工藤委員

分かりました。

○加藤議長

他になければこの内容で答申してもよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いいたします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○加藤議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

ありがとうございます。

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題5：令和5年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題5について事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

毎年、秋田県と山形県の隣接する海域では、適切な漁場利用を図るため、両県のごち網漁業者が相互海域の入会について協定を結び操業しています。現行の協定は、5月末に期間を終えることとなりますので、協定を更新し、引き続き適切な漁場利用を図る必要があると考えております。

新たな協定案についてご説明します。操業隻数、操業海域、操業期間等の内容については変更がなく、協定期間のみ「令和5年6月1日から令和6年5月31日まで」と変更しております。

本来であれば、協定締結前に両海区の委員が集まり、入会協定会議を開催して締結の手続きをするものですが、近年は事前にそれぞれの海区で協定内容を審議いただいて書面で協定を締結しており、今年度についても同様と考えております。

この協定の幹事は毎年交互に行っており、今年度は秋田海区の当番ですので、秋田海区から山形海区あてに、協定締結について協議依頼することとなります。この協定の更新の可否、内容についてご審議をお願いします。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

期間のみ更新し、内容に変更はないとのことですが、よろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

異議がなければこの内容で、山形海区へ書面による協定締結を依頼することとします。事務局はこの後の事務手続きについてよろしくをお願いします。

関連して、3海区協議会の件もありますので、今後のスケジュール等について事務局から説明願います。

○事務局（奥山）

協定は書面で締結するものの、例年7月前後に開催される新潟・山形・秋田の3海区連絡協議会に合わせて協定会議を開催し、協定内容の確認等を行っております。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでした。

今年は、山形海区が3海区連絡協議会の開催担当県、そして山形海区との協定会議については秋田県が担当となっております。新潟、山形両海区委員との意見交換は大変有意義でございますので、新型コロナウイルスも5類に格下げになったということもあり、おそらく開催されると思いますが、開催時期や場所については次回以降の委員会で皆様にご連絡しますのでよろしくをお願いします。

また、3海区協議会では、各海区における提案事項や照会事項について検討や情報交

換が行われますので、取り上げたいものがありましたら事務局までご連絡ください。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

委員の皆様から照会したい事項があれば事務局へ連絡をしていただき、次回の本委員会でまとめるとの説明でしたがよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

照会事項は事務局の方でも検討しておいてください。

議題6：秋田海区漁業調整委員会指示（まき餌使用の制限）について(協議)

○加藤議長

それでは次に移ります。議題6について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料6をご覧ください。

秋田県内では平成29年3月からまき餌釣りを解禁しましたが、一部の地域において漁業者からの要望により委員会指示で期間を限定して禁止してまいりました。

前回の委員会指示は令和3年6月18日から令和4年12月31日まで、資料裏面のとおりとなっています。今回も新たな指示を検討するにあたり、男鹿市畠及び戸賀地区の漁業者の意見を聴いたところ、まき餌の制限を行う区域が夏場に潜水漁業を行う漁場と重なるほか、海藻類にまき餌が付着することで商品価値が低下するといった意見があり、引き続き同じ規制を継続して欲しいとのことでした。

なお、遊漁団体等からは、この2年の間、規制に関して強く解除を求める意見はいただいております。

以上のことから、指示の内容は前回と同じく、男鹿市畠の区域は7月1日から8月31日までの2ヶ月、戸賀から加茂までの区域は8月1日から8月31日までの1ヶ月、まき餌の使用を制限することを考えています。指示をする期間は、指示の発動について承認いただきましたら、すみやかに県の公報に登載の手続きを行うこととし、公報の登載日から令和6年12月末までの2か年にわたり指示が有効となるようにしたいと考えております。説明は以上です。ご協議の程、よろしく願いいたします。

○加藤議長

漁業者からの聞き取りでは、まき餌の付着などの実態はまだあるということですね。ただ今の説明について、質問等がありますか。

○鎌田委員

潜水しているとそういった状況は感じますし、この地区の釣り人は少なくなってきましたが、まだ委員会指示の継続が必要と考えます。

○加藤議長

遊漁者からは委員会指示に対する意見も寄せられていないとのことで、今回も指示を出したいとの説明ですがよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、事務局で手続きを進めてください。

議題7：漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題7について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料7をご覧ください。1ページ目は知事から海区漁業調整委員会会長への報告文書を読み上げます。（報告文書読み上げ）

裏面をご覧ください。こちらで概要を説明します。

令和2年12月に施行された改正漁業法第90条で、漁業権者から知事への資源管理の状況や漁場の活用状況等の報告義務が定められました。

この報告は、漁業法施行規則第28条で、操業日数や漁獲量の他、資料に書かれてある事項について、1年に1回以上各漁業権者が知事に報告することになっています。

漁業権者から報告を受けた知事は、漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があります。知事は、漁業権者から報告を受けた事項について、意見を付して、海区漁業調整委員会に必要な報告を1年に1回以上行うものとされており、今回報告をするものです。

各漁業権者からの報告を取りまとめたものが、A3資料の2ページから9ページまでで、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の順番となっています。

漁協に免許している団体漁業権である、共同漁業権と区画漁業権は、令和3年1～12月の実績、6者に免許している定置漁業権は、令和4年1～12月の実績の報告を受けております。

10ページから12ページは、漁業権者からの報告内容を確認し、それぞれの漁業権について、漁業権が有効に活用されているか、1年ごとの状況をチェックしております。実績がなかった漁業権については、その理由や今後の見込み等を聞き取り等で確認した上で、問題がないものと判断しています。

現在免許している漁業権は、令和5年12月31日までの存続期間となっており、切替え

にあたっては、漁業法63条第1項第2号に基づき、漁業権の活用状況について改めてチェックが必要となります。

このチェックは、漁業権の存続期間を通じた活用状況について、漁業権者への調査やヒアリング、そして今後実施予定の現地調査の結果を基に、海区漁場計画作成時に行うこととしています。報告は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしいですか。それでは次に移ります。

議題8：その他

①漁業権の一斉切替えについて

○加藤議長

それでは、議題(8)の「その他」に移ります。

初めに、①の「漁業権の一斉切替えについて」事務局から説明してください。

○事務局(保坂)

資料8-1と当日配付の8-1-2をご覧ください。漁業権の一斉切替えにあたり、現在の進捗状況を報告いたします。現在は項目の4まで終了しており、3月に現在の漁業権者を対象に個別ヒアリングを行い、新規漁場の要望があった地区については4月に現場の確認などを行ったところです。

進捗が遅れておりますが、今後、5月下旬～6月上旬にかけて、県内4地区、第2、3種共同漁業権の区域単位で現地調査を行うこととしております。日程調整中ですが、現地調査には海区漁業調整委員の皆様にも地区を分けて出席いただきたく、日程案を作成しました。

現在のところ、県北部地区は5月25日もしくは6月6日で調整中ですが、加藤会長と工藤委員に出席をお願いしたいと考えております。男鹿北部地区は5月23日午後3時から、鎌田委員と杉本委員に出席をお願いします。男鹿南部は6月2日午後2時から、船木会長代理、腰山委員、伊藤委員をお願いします。県南部は5月30日午後1時30分から、大竹委員、三浦委員、齊藤委員をお願いしたいと考えております。別途案内文書をお送りしますが、予定に入れておいていただければ幸いです。

現地調査では、事前の調査票やヒアリングでの漁業権の活用状況を整理し、海区漁場計画に盛り込むか等を検討したいと考えております。

漁協や漁業権者からのヒアリング等による要望状況を資料の4ページから6ページにまとめています。これは確定したものではなく、ヒアリングで聞き取った状況をまとめ

たものです。

4 ページの共同漁業権については、新規に盛り込むことを検討するものに◎、×や？は実績がなく除外を検討するものを示しています。漁業の名称の変更や漁業の一本化等についても、現地調査において意見を聴きながら検討することとします。

5 ページは定置漁業権ですが、今後活用見込みのない漁業権について色付けしています。活用の見込みがないものは漁場計画に盛り込まない一方、新規の希望については、漁場の有効利用のため漁場計画に盛り込めるよう調整していきたいと考えています。

最後に6 ページの区画漁業権ですが、現行のものに加え5 件の新規の設定希望がありました。養殖試験から営利を目的とした生産への移行見込みがあるものについては、関係者との調整を行い新規に漁業権を設定することを検討します。この5 件はいずれも漁港区域内での設定予定であり、関係者との調整は慎重に行う必要があると考えています。

なお、区画漁業権については、漁業生産力の発展に資する観点から、個人ではなく漁協に免許する団体漁業権としての設定を想定しております。説明は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、ご質問等がありますか。

スケジュールが遅れているようですが、順にずれていくのでしょうか。

○事務局（保坂）

漁場計画の決定は、漁業権の存続期間満了日の3 か月前までと法律で決まっておりますので、遅くとも9 月末までには公示ができるよう進めてまいります。

○加藤議長

わかりました。委員の皆様よろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○加藤議長

それでは、次に移ります。

② 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは②について、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について報告します。はじめに、沿岸の一般海域については前回の委員会から動きはありません。

洋上風力に関する新たな動きとして、国では、水深50m以上の沖合海域において、浮体式の洋上風力発電の実証事業を行うこととしております。資料中央下のフェーズ2として、2023年から2030年まで、沖合に数基の実証風車を設置することとなります。この候補海域について、国では都道府県に対して情報提供を求めており、秋田県では秋田県

沖を候補海域として国に情報提供を行っているところです。おおよその場所としては、水深400mの飛島海盆周辺という県南部の海域となります。

都道府県から提供された情報等に基づき、国が実証候補海域を選定することになりますが、選定の条件として実証事業について漁業者の理解を得られていること等が含まれており、県でも、漁協を通じて県内漁業者の理解が得られるよう調整を図っているところです。国による選定は夏から秋頃になる見込みであり、秋田県が選定されるかは分かりませんが、情報を共有させていただきます。説明は以上です。

○加藤議長

資料にある「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」のところに、「いずれのフェーズも、民間企業が基金の補助を受けながら実施」とありますが、秋田県の企業で手を挙げて実施しているところがありますか。

○事務局（保坂）

県外資本の企業になる可能性が高いと思われます。

○加藤議長

分かりました。委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

それでは、次に移ります。

③その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委員

（発言なし）

○加藤議長

事務局からは何かありますでしょうか。

○事務局（奥山）

ございません。

9 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第13回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了